



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	4
告示	道路法による道路の区域変更(市道 下野山原線ほか)	建設局道路管理課	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 南別府中央線他)	建設局道路管理課	7
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 南別府47号線他)	建設局道路管理課	8
告示	神戸市都市景観条例による神戸市指定景観資源の指定(旧池本家住宅)	都市局景観政策課	9
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	10
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	11
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	13
公告	緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例による緑地の保存区域等の変更案の縦覧	建設局公園部魅力創造課	14
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(竹の台4丁目建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	15
公告	建築基準法第86条の2第項の規定による一団地の区域の公告	建築住宅局建築指導部 建築安全課	16
公告	都市計画の変更に伴う都市計画の案の縦覧(神戸国際港都建設計画区域区分ほか)	都市局都市計画課	17
教育委員会	神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	19

神戸市告示第286号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月16日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間  
魚崎浜保管所及び稗原保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 1台	令和7年8月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 3台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 28台	令和7年8月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	深江駅周辺	自転車 3台	令和7年8月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 9台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	灘駅周辺	自転車 1台	令和7年8月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 33台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 2台	令和7年8月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 0台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	阪神御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	摂津本山駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
岡本駅周辺	自転車 2台			
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
阪急御影駅周辺	自転車 1台			

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	JR住吉駅周辺	自転車	3台	令和7年8月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	0台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	深江駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1台	令和7年8月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	0台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	六甲道駅周辺	自転車	26台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	27台	令和7年8月26日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	8台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	11台	令和7年8月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車	1台	令和7年8月27日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	26台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台		

神戸市告示第 287号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月16日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 4 台	令和7年8月5日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和7年8月21日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 6 台	令和7年8月21日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 13 台	令和7年8月27日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和7年8月7日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 3 台	令和7年8月7日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和7年8月7日	

神戸市告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年9月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	下野山原線	神戸市北区花山中尾台1丁目1番61地先から	新	24.00	最大 29.50 最小 17.70
		神戸市北区花山中尾台1丁目5番1地先まで	旧	24.00	最大 29.50 最小 13.50
市道	花山中尾台64号線	神戸市北区花山中尾台1丁目5番1地先から	新	69.90	4.20
		神戸市北区花山中尾台1丁目1番45地先まで	旧	69.90	4.20

神戸市告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年9月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年9月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	南別府中央線	神戸市西区伊川谷町別府字八反田440番4地先から 神戸市西区南別府4丁目173番3地先まで	新	92.60	最大 9.60 最小 4.10
			旧	50.90	最大 6.70 最小 1.80
市道	伊川谷里659号線	神戸市西区伊川谷町別府字井ヶ谷470番1地先から 神戸市西区伊川谷町別府字向井山153番16地先まで	新	53.00	最大35.80 最小4.00
			旧	34.10	最大6.70 最小1.10
市道	別府第7号線	神戸市西区伊川谷町別府字宮ノ下158番2地先から 神戸市西区伊川谷町別府字向井山151番2地先まで	新	149.00	最大8.20 最小4.00
			旧	149.00	最大3.50 最小1.80

神戸市告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年9月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年9月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	南別府47号線	神戸市西区伊川谷町別府字宮ノ下177番5地先から 神戸市西区伊川谷町別府字一反口47番2地先まで	362.80	最大 5.10 最小 4.00
市道	別府40号線	神戸市西区伊川谷町別府字宮山東157番8地先から 神戸市西区伊川谷町別府字宮山東157番1地先まで	85.70	最大 6.70 最小 4.00

神戸市告示第291号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源と指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

旧池本家住宅

2 所在地

西区櫛谷町福谷 661 番地 1

神戸市告示第292号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875103273	合同会社 a i r - E	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目12番18号柳ビル1階	あいアップ リハビリデ イサービス	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目12番18号柳ビル1階	令和7年7月31日	地域密着型 通所介護
2890200195	株式会社 SPIN	兵庫県明石市林崎町二丁目1番12号	スピンケア 24つむぎ 大石東町	兵庫県神戸市灘区大石東町4-5-11	令和7年7月31日	夜間対応型 訪問介護

神戸市告示第293号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和7年9月16日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870601941	株式会社 マルチコーポレーション	兵庫県神戸市長田区御蔵通7丁目36	介護センターほのか	兵庫県神戸市長田区御蔵通7丁目36	令和7年7月31日	介護予防訪問サービス
2870601941	株式会社 マルチコーポレーション	兵庫県神戸市長田区御蔵通7丁目36	介護センターほのか	兵庫県神戸市長田区御蔵通7丁目36	令和7年7月31日	生活支援訪問サービス
2875103273	合同会社 a i r - E	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目12番18号柳ビル1階	あいアップリハビリデイサービス	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目12番18号柳ビル1階	令和7年7月31日	介護予防通所サービス

神戸市告示第294号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年9月16日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2865190629	株式会社A f e p	兵庫県西宮市老松町7番17-102号	訪問看護ステーション A Z 神戸	兵庫県神戸市中央区東川崎町6-6-6-2-201	令和7年7月3日	介護予防訪問看護
2865190629	株式会社A f e p	兵庫県西宮市老松町7番17-102号	訪問看護ステーション A Z 神戸	兵庫県神戸市中央区東川崎町6-6-6-2-201	令和7年7月3日	訪問看護
2870601941	株式会社 マルチコーポレーション	兵庫県神戸市長田区御蔵通7丁目36	介護センター 一ほのか	兵庫県神戸市長田区御蔵通7丁目36	令和7年7月31日	訪問介護
2875004265	株式会社ア ミティL i n k	兵庫県神戸市北区藤原台北町7丁目8番12-203号	アミティP l a n	兵庫県神戸市北区藤原台北町7丁目8番12-203号	令和7年7月31日	居宅介護支援

神戸市告示第295号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870203334	コウダイケ アサービス 灘訪問介護 事業所	兵庫県神戸 市灘区永手 町三丁目2 番16号 有本ビル2 F	コウダイケ アサービス 株式会社	兵庫県神戸 市中央区八 幡通三丁目 1番14号 サンシポー トビル3F	令和7年8 月1日	訪問介護
2870604036	ヘルパース テーション 詩	兵庫県神戸 市長田区若 松町1丁目 6-8 ミ スガハイツ 若松町201	合同会社 詩	兵庫県神戸 市長田区若 松町1丁目 3番6号	令和7年8 月1日	訪問介護

神戸市公告

緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）第4条第1項の規定により緑地の保存区域等を変更しようとするので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、その案を次のとおり公告します。なお、その関係図面は、神戸市建設局公園部魅力創造課及び都市局都市計画課において、令和7年9月30日まで一般の縦覧に供します。

令和7年9月16日

神戸市長 久元喜造

種別	地域名	位置	増減面積	区域
緑地の保存区域	六甲山系地域	東灘区本山町北畑字ザクガ原、本山町北畑字坊ノ前の各一部	約2.6ヘクタール	神戸市建設局公園部魅力創造課及び都市局都市計画課備付けの図面のとおり
	高取・須磨地域	須磨区高取山町1丁目39番の一部	約0.01ヘクタール	
緑地の保全区域	六甲山系地域	北区有野町唐櫃字川バタ、唐櫃字溝ノ下の各一部	約1.0ヘクタール	

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和7年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
竹の台4丁目地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市西区竹の台4丁目1番地の2 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和7年9月25日（木）  
13時30分から14時00分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和7年9月16日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市西区王塚台2丁目76番、77番

神戸市公告

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和7年9月16日から同月30日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和7年9月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画 区域区分	<区域区分> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 用途地域	<用途地域> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 高度地区	<高度地区> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 防火地域及び準防火地域	<防火地域及び準防火地域> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 特別用途地区	<すまい・まちなみ形成地区> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 特別緑地保全地区	<金鳥山・十文字特別緑地保全地区> 神戸市東灘区本山町北畑字ザクガ原、字坊ノ前 <高取池田宮町特別緑地保全地区> 神戸市長田区高取山町1丁目
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	<垂水47生産緑地地区> 神戸市垂水区名谷町 <山田29生産緑地地区> 神戸市北区山田町上谷上 <山田30生産緑地地区> 神戸市北区山田町上谷上 <山田55生産緑地地区> 神戸市北区谷上南町3丁目 <山田57生産緑地地区> 神戸市北区山田町下谷上 <有野78生産緑地地区> 神戸市北区有野町有野 <有野145生産緑地地区>

	神戸市北区有野町唐櫃 <有野165生産緑地地区> 神戸市北区有野町有野 <八多17生産緑地地区> 神戸市北区八多町中 <八多27生産緑地地区> 神戸市北区八多町下小名田 <伊川谷1生産緑地地区> 神戸市西区伊川谷町長坂 <伊川谷2生産緑地地区> 神戸市西区伊川谷町長坂 <伊川谷12生産緑地地区> 神戸市西区伊川谷町有瀬 <伊川谷24生産緑地地区> 神戸市西区伊川谷町有瀬 <玉津112生産緑地地区> 神戸市西区枝吉1丁目 <池上23生産緑地地区> 神戸市西区今寺
神戸国際港都建設計画 防砂の施設	<六甲山系高橋川流域防砂の施設> 神戸市東灘区本山町北畑字ザクガ原、坊ノ前 <六甲山系天上川流域防砂の施設> 神戸市東灘区本山町北畑字ザクガ原、坊ノ前 <六甲山系妙法寺川流域防砂の施設> 神戸市長田区高取山町1丁目
神戸国際港都建設計画 下水道	<神戸市公共下水道> 神戸市の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所  
 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
 三宮国際ビル6階  
 都市局都市計画課

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第7号

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則（令和4年1月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（選考の種類）</p> <p>第4条 選考の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市立学校園任期付教員採用候補者選考試験</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（選考の種類）</p> <p>第4条 選考の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市立学校園産前産後休暇・育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第4条第2号の名簿の有効期間が令和8年4月1日以後に満了する場合において、当該名簿に登載された者のうち、神戸市立学校園任期付教員の職を志望し、かつ、当該職の適性を有すると教育長が判断する者を、改正後の第4条第2号の名簿に登載することができる。